

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は旭松食品株式会社と称し、英文では ASAHIMATSU FOODS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は下記に掲げる事業を営むことを目的とする。

1. 凍豆腐の製造及び販売
2. 味噌の加工及び販売
3. 納豆の製造及び販売
4. 農水産物の加工及び販売
5. 農業及び肥料、飼料の製造及び販売
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を飯田市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 5 6 8 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は 1 0 0 株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。

(株式の取扱い)

第10条 当社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議

決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任の方法)

第 18 条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会においてその議決権の過半数の決議をもって選任する。

2. 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期が満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定し、必要あるときは取締役副会長、取締役相談役を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第 23 条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等という。」）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第27条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任の方法)

第28条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(招集通知)

第30条 監査役会の招集の通知は会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

(期末配当及び基準日)

第34条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第35条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 元 年6月28日 一部改訂

平成 3 年6月25日 一部改訂

平成 5 年6月29日 一部改訂

平成 6 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 10 年 6 月 26 日	一部改訂
平成 14 年 6 月 27 日	一部改訂
平成 15 年 6 月 27 日	一部改訂
平成 16 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 17 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 18 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 19 年 6 月 28 日	一部改訂
平成 21 年 6 月 26 日	一部改訂
平成 30 年 6 月 28 日	一部改訂
令和 元 年 6 月 25 日	一部改訂
令和 2 年 6 月 26 日	一部改訂
令和 4 年 6 月 24 日	一部改訂